

第7章

地域支援事業の取り組み

第7章 地域支援事業の取り組み

1. 介護予防事業

(1) 二次予防事業

事業実績からもわかるように、二次予防事業に参加した人については約 80%の人に身体機能の改善がみられます。予防事業の費用対効果を短期間で得ることは難しいですが、引き続き介護予防事業の取り組みを推進します。

二次予防事業対象者（要支援、要介護になるおそれの高い人）の把握については、基本チェックリストの配布・回収を毎年度行い、二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努めます。また、基本チェックリストに回答していただいた人のうち、二次予防事業の対象となった人に対してアドバイスシートの送付と介護予防事業への参加案内を行い、事業参加者の増加に努めます。二次予防事業の参加者数は、平成 26 年度で高齢者人口の 2% を目標とします。

二次予防事業の実施にあたっては、必要に応じ委託方法等の検討を行い、参加者数の増加に対応していきます。

(2) 一次予防事業

介護予防の取り組みをより普及させるため、構成町村が行う介護予防事業に対する支援を引き続き行います。

事業内容については、日常生活圏域ニーズ調査により把握された地域ごとの課題を踏まえつつ、運動機能の向上や低下防止、認知症の予防、高齢者単身・夫婦のみ世帯の閉じこもり予防など、地域の実情に応じ構成町村で取り組みます。

2. 包括的支援事業

包括的支援事業の実施については、地域性を重視する観点から構成町村に設置した地域包括支援センターで行っています。

しかしながら、地域包括支援センターに対する住民の認知度・理解度が低いとの指摘もあり、引き続き、その存在と活動を広報誌やパンフレットを作成し配布するほか、講演会や各種健康教室などでのPR活動、また自治会や老人クラブの会合などに出向いて広く周知していく必要があります。

今後は、地域包括ケアシステムの中核としてその役割がますます重要となってきますので、地域ケア会議の開催や地域におけるネットワークの拡充など、高齢者を支えていくための取り組みを強化していきます。

また、地域包括支援センター職員の資質向上を図り、地域において率先して取り組んでいける環境づくりを支援します。

3. 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護

保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであります。

適正化事業の実施にあたっては、県が定める第2期介護給付適正化計画（平成23年度～26年度）との整合性を図りながら事業を実施します。

なお、具体的な取り組みについては、第10章に記載しています。

(2) 認知症高齢者見守り事業

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加することが見込まれており、認知症高齢者に対する支援の充実は重要な課題となっています。

なお、具体的な取り組みについては、第8章に記載しています。

(3) 介護相談員派遣事業

介護相談員派遣事業については、介護相談員を介護サービス事業所に派遣し、利用者の疑問や不満・不安の解消を図りながら、利用者との介護サービス事業所との橋渡しを行い、サービスの向上に繋げる事業として実施しています。

これまでの実績を踏まえ、運営体制や実施方法等について検討を行い、より効果が得られるよう事業を実施します。また、介護相談員の活動についてのPRも広報誌などを活用し積極的に行います。

4. 地域支援事業の費用の見込み

地域支援事業の費用については、第4期計画での実績などを踏まえ、1年当たり1,300万円程度、3年間の総額で3,900万円となるよう見込みました。

二次予防事業の費用については、平成26年度の目標参加者数を見込んで推計しました。

なお、平成25年度以降の見込みについては、実績を評価する中で、必要に応じて再検討するものとします。

平成24年度から、保険者の判断により、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されますが、本広域連合では、サービス提供体制の確保やサービス内容の標準化などの課題があることから、実施については第5期計画期間中に検討を行うこととしました。

■ 地域支援事業の費用の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業	8,400,000円	9,500,000円	10,900,000円
二次予防事業	4,400,000円	5,500,000円	6,900,000円
一次予防事業	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円
包括的支援事業	600,000円	600,000円	600,000円
任意事業	2,800,000円	2,800,000円	2,800,000円
合 計	11,800,000円	12,900,000円	14,300,000円